NI+C 機械保守サービスのご提供条件

表記の保守ｻｰﾋﾞｽのご提供条件は以下のとおりです。

第 1 条 保守ｻｰﾋﾞｽ

1. NTT インテグレーション株式会社（以下「NI+C」といいます）は、製造ﾒｰｶｰ所定の仕様どおり機械および日本ｱｲ･ﾋﾞｰ･ｴﾑ株式会社（以下「IBM」といいます。）製機械に関連するｿﾌﾄｳｪｱ（IBM OS 製品）を良好に維持するため、お客様の要請に応じ、表記または別紙の「保守ｻｰﾋﾞｽの種類」、「保守ｻｰﾋﾞｽ時間帯」に基づき故障機械を修理しまたは他の機械に取替えます。また、NI+C が適切であると判断した技術的変更、および NI+C が必要と判断した予防保守を行います。
2. 部品の取り外しを必要とするｻｰﾋﾞｽについては、これらのｻｰﾋﾞｽにより交換された旧部品または機械は NI+C の所有となります。お客様は、取り外された部品または交換された機械が製造ﾒｰｶｰ純正部品で変更していないこと、および、取り外される部品に取り外しを妨げる担保等の法的な制約がないことを保証します。
3. 保守ｻｰﾋﾞｽは、日本国内の NI+C 所定のｻｰﾋﾞｽ地域内において提供されます。
4. お客様は、保守ｻｰﾋﾞｽを要求される場合、ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ、ﾃﾞｰﾀおよび取り外し可能な記録媒体ならびにすべての製造ﾒｰｶｰ製以外の部品、付加物または変更物を機械からお取り外しください。
5. ｻｰﾋﾞｽの選択により、お客様が故障部品または故障機械の交換を行う場合、かかる交換は、「お客様による交換部品」（Customer Replaceable Units、以下、「CRU」といいます。）であるｷｰﾎﾞｰﾄﾞ、ﾒﾓﾘｰ、またはﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｽｸ･ﾄﾞﾗｲﾌﾞ等、または機械全体に対して行われます。NI+C はお客様が自ら交換するために CRU または機械を提供します。お客様は、NI+C に CRU または機械の交換作業を依頼することができますが、この作業は有償となります。なお、NI+C への返却が必要な交換された CRU または機械が 15 日以内に返却されない場合、お客様は有償にて負担するものとします。ただし、本項の定めは、NI+C が交換作業をするｻｰﾋﾞｽに対しては適用されません。
6. お客様は、80 日前までの書面の通知により、「保守ｻｰﾋﾞｽの種類」または「保守ｻｰﾋﾞｽ時間帯」を NI+C 所定の範囲で変更できます。この場合、変更に応じて保守料金は調整されます。
7. 保守ｻｰﾋﾞｽには次のｻｰﾋﾞｽは含まれません。
   (1) 事故、災害、機械の移動、誤用、改造、付加、ﾃﾞｰﾀ処理目的以外の使用、NI+C 所定の設備条件に合致しない稼動環境、NI+C 以外の者により提供されたｻｰﾋﾞｽまたは変更、消耗品等 NI+C 以外の責に帰すべき事由により生じた機械の損壊、ﾊﾟｰﾂ ID ﾗﾍﾞﾙが変更もしくは取り外された機械の修復または増加したｻｰﾋﾞｽ。
   (2) 「特定品目」に対するｻｰﾋﾞｽ。なお、「特定品目」とは、ｱｸｾｻﾘｰ（USB キーを含みます。）、ｻﾌﾞﾗｲ品目、ﾌﾚｰﾑ、ｶﾊﾞｰ、消耗品および電池（RAID ｺﾝﾄﾛｰﾗｰに付属のﾊﾞｯﾃﾘｰを含みます。）ならびに NI+C 所定の使用限界に達したｿﾘｯﾄﾞ･ｽﾃｰﾄ･ﾄﾞﾗｲﾌﾞ（SSD）、Fusion I/O および SS DIMM 等の NI+C が別途定める品目をいいます。
   (3) 別に定める場合を除き、製造ﾒｰｶｰの Web ｻｲﾄまたは他の電子ﾒﾃﾞｨｱから入手する、所定の機械ｺｰﾄﾞ（NI+C 機械と一緒に提供される、ﾏｲｸﾛｺｰﾄﾞ、BIOS（基本入出力ｼｽﾃﾑ）、ﾕｰﾃｨﾘﾃｨｰ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ、ﾃﾞﾊﾞｲｽ･ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ、診断ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）およびその他のｿﾌﾄｳｪｱのｱｯﾌﾟﾃﾞｰﾄの導入。
   (4) 開発ｻﾎﾟｰﾄが終了された機械または保守ｻｰﾋﾞｽが廃止された機械に対する予防保守、新たに見つかった問題または既知の問題への技術変更、機械ｺｰﾄﾞおよびｾｷｭﾘﾃｨ等に対する新規ﾊﾟｯﾁ提供。なお、本号の規定は、開発ｻﾎﾟｰﾄ終了日または保守ｻｰﾋﾞｽ廃止日の翌日より適用されるものとします。IBM によるｻｰﾋﾞｽの場合は、https://www.ibm.com/blogs/psirt/にて、ｾｷｭﾘﾃｨ脆弱性に関する情報を提供しております。
8. IBM が提供する保証ｵﾌﾟｼｮﾝ･ｻｰﾋﾞｽについては IBM 所定の「保証の内容と制限」に定める規定が優先されます。なお、お客様はかかる規定を次の Web ｻｲﾄからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞして入手することができます。
   http://www-947.ibm.com/systems/support/machine_warranties/
9. 保証期間満了または保守ｻｰﾋﾞｽ解約により保守ｻｰﾋﾞｽが提供されていない機械に対してｻｰﾋﾞｽを契約する場合、お客様は事前に、機械が良好に稼動中であり損傷がないこと、および製造ﾒｰｶｰまたは NI+C から購入したｶｽﾀﾏｰ・ｾｯﾄｱｯﾌﾟ（CSU）機械が、指定された型式変更および機構の取り付け・取り外し以外の変更または改造がなされていないことを確認します。NI+C は、必要な場合にいつでも対象機械の検査ができるものとし、保守ｻｰﾋﾞｽ契約前に故障等が生じ、製造ﾒｰｶｰ所定の仕様どおりの良好な稼動を維持していない場合、対象機械の修復は、本契約の対象外として有償にて NI+C が行うものとします。

第 2 条 ｻｰﾋﾞｽ期間

1. 「自動更新有り」の契約となる場合、ｻｰﾋﾞｽについては、表記または別紙記載のｻｰﾋﾞｽ開始日から終了日もしくは 1 年以内に到来する表記のｻｰﾋﾞｽ更新日の前日までが最初のｻｰﾋﾞｽ期間となります。なお、終了日もしくはｻｰﾋﾞｽ更新日の 80 日前までにお客様または NI+C が書面により更新をしない旨を通知した場合を除き、契約期間は 1 年間延長され、その後も同様とします。ｻｰﾋﾞｽ料金については、更新時に金額が変動する可能性があります。ｻｰﾋﾞｽ料金が改定された場合、更新後は、 改定後のｻｰﾋﾞｽ料金が適用され、 請求されるものとします。
2. 「自動更新無し」の契約となる場合、ｻｰﾋﾞｽについては、表記または別紙記載のｻｰﾋﾞｽ開始日から終了日までがｻｰﾋﾞｽ期間となります。
3. 保証ｵﾌﾟｼｮﾝ･ｻｰﾋﾞｽ期間は別紙に記載されます。

第 3 条 料金および支払条件

1. ｻｰﾋﾞｽに対する料金は月単位に定められるｻｰﾋﾞｽ料金および支払い方法に基づき次の各号に区分され、ｻｰﾋﾞｽ料金として表記に記載されます。なお、NI+C はｻｰﾋﾞｽ開始日、ｻｰﾋﾞｽ更新日、または、各請求対象期間の最初に到来する日付をもってｻｰﾋﾞｽ料金を請求するものとします。
   (1) 月払料金は、ｻｰﾋﾞｽ開始日より起算され、月単位に請求されます。
   (2) 年払料金は、ｻｰﾋﾞｽ開始日に最初のｻｰﾋﾞｽ期間について請求され、その後はこれに続く各ｻｰﾋﾞｽ期間の初日以後に年単位で請求されます。IBM が提供元の保守ｻｰﾋﾞｽの場合、ｻｰﾋﾞｽ期間が 1 年に満たない場合には、期間に応じて調整して請求されます。
   (3) 一括払料金は、ｻｰﾋﾞｽ開始日に請求されます。
2. お客様の要求により NI+C がｻｰﾋﾞｽ時間帯外、または本契約の範囲外の作業もしくは特定品目の部品等を提供した場合、および個別事情により NI+C がｻｰﾋﾞｽ履行のために追加の費用を要する場合には、別途 NI+C 所定の料金や部品代等の実費が請求されます。
3. 機械の仕様が変更された場合、仕様変更部分にも本契約が適用され、料金の変更が伴う場合には NI+C からの通知により料金を変更することができます。その場合、当該通知書記載の料金が変更月より請求されます。ただし、変更が暦月の初日でない場合は、当該変更月の翌暦月から請求されます。
4. 保証期間満了または保守ｻｰﾋﾞｽ解約により保守ｻｰﾋﾞｽが提供されていない機械に対してｻｰﾋﾞｽを契約する場合、保守ｻｰﾋﾞｽの未契約期間（保証 期間終了または保守ｻｰﾋﾞｽ解約からｻｰﾋﾞｽ契約書のｻｰﾋﾞｽ開始日までの 期間をいい、以下「未契約期間」といいます。）に対して、以下に従い復帰料金がｻｰﾋﾞｽ料金に追加して請求されます。
   (1) 復帰料金は、未契約期間が 30 日以上の場合に生じます。
   (2) 復帰料金は、未契約期間の月数にｻｰﾋﾞｽ契約のｻｰﾋﾞｽ開始日時点における月額ｻｰﾋﾞｽ料金を乗じてその料金が算出され、一括払いとします。
   (3) 中古機械の購入に伴う保守ｻｰﾋﾞｽの締結であり、かつ当

該中古機械の購入日から30日以上の未契約期間が発生した場合（ただし、購入証明を必要とします。）、復帰料金が生じます。
5. 料金には消費税が別途加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。また、税率変更に伴い増額分の追加請求が必要となった場合、NI+C はお客様に対して増額分の追加請求を行うことができるものとします。
6. お客様は料金を請求書に基づき、表記条件に従い銀行振込の方法によって支払うものとします。尚、その振込手数料はお客様にて負担いただきます。
7. 前項に定める支払期日が経過してもお客様による支払いが行われない場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利 14.5 パーセントの割合による支払遅延利息を NI+C に支払うものとします。
8. 本契約に基づく計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数は四捨五入とします。
9. 保証ｵﾌﾟｼｮﾝ・ｻｰﾋﾞｽ料金（一括払）は、当該ｻｰﾋﾞｽ開始日に請求されます。保証期間の中途から、保証ｵﾌﾟｼｮﾝ・ｻｰﾋﾞｽを申し込んだ場合でも、料金は減額されません。また、支払済保証ｵﾌﾟｼｮﾝ・ｻｰﾋﾞｽ料金は返還されません。

第 4 条 解除等

1. お客様は、以下に該当する場合には、80 日前までに NI+C 所定の方法にて通知をすることにより、個々の機械について本契約を解約できます。
 (1) 保守ｻｰﾋﾞｽ開始日から 12 か月経過した場合。
 (2) 保守ｻｰﾋﾞｽ開始日から 2 か月以上経過した機械が設置場所から撤去され、かつ使用中止となった場合。
 (3) NI+C の原因による「保守料金」増額の効力発生日。
2. NI+C は、保守ｻｰﾋﾞｽ開始日から 1 年以上経過した個々の機械について 75 日前までの書面による通知により解約できます。
3. 前二項における解約時のｻｰﾋﾞｽ料金の支払いおよび支払い済みｻｰﾋﾞｽ料金の返還は以下のとおりです。
 (1) 月払料金の契約において、ｻｰﾋﾞｽを解約する場合、解約の効力発生日が属する月については、1 か月分の月払料金をお支払いいただきます。
 (2) 年払料金の契約において、料金支払い済みのｻｰﾋﾞｽを解約する場合、お客様には解約の効力発生日が属する月の翌月からの残月数分のｻｰﾋﾞｽ料金が返還されます。
 (3) 一括払料金の契約において、ｻｰﾋﾞｽを解約する場合、支払い済みのｻｰﾋﾞｽ料金は返還されません。
 (4) 保証ｵﾌﾟｼｮﾝ・ｻｰﾋﾞｽが解約された場合、支払い済みｻｰﾋﾞｽ料金は返還されません。
4. お客様または NI+C は、相手方に次のいずれかに該当する理由が生じたときは、何ら通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 (1) 相手方が本契約に基く債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 (2) 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めたとき
 (3) 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
 (4) 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止状態したとき
 (5) 相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
5. お客様または NI+C に契約の条件違反その他契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合には、相手方は相当期間を定めてその是正を催告するものとし、この期間内に是正されない場合には、本契約を解除できます。
6. 前二項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

第 5 条 責任の制限

1. NI+C が合理的な範囲で繰り返し保守ｻｰﾋﾞｽを行ったにもかかわらず、機械を良好な稼動状態に回復できなかった場合には、NI+C は、次項の範囲内で損害賠償の責任を負います。
2. 前項の場合を含めて、お客様が NI+C の責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、NI+C の損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生の直接原因となった当該機械の保守ｻｰﾋﾞｽ料金の 12 か月分に相当する金額を限度とする金銭賠償に限られます。
3. NI+C は、いかなる場合にも、NI+C の責に帰すことのできない事由から生じた損害、NI+C の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害、ﾃﾞｰﾀ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑなど無体物の損害および現金等を取り扱う機械に関して生じた現金等の喪失・毀損については、責任を負いません。

第6条 求償の制限

お客様は本契約に起因して、結果的に生じた損害、間接損害または特別な事情から生じた損害を含め、お客様に生じた全ての損害をNI+Cに対してのみ賠償請求するものとし、NI+Cの委託先に対しては何らの請求もおこなわないものとします。

第7条 機密情報

1. 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、①機密と明記のうえ開示した情報、②口頭で機密と告げたうえで開示した情報のうち、開示後 14 日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
2. 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後 5 年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社または「関連会社」の従業員以外には、開示または使用させないものとします。
3. 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報には適用されません。
 (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 (2) 独自に開発した情報
 (3) 第三者から正当に入手した情報
 (4) 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
4. 受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破棄するものとします。
5. 「関連会社」とは、次の各号にかかげるものをいいます。
 (1) お客様または NI+C の議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している法人その他の団体
 (2) 前号所定の団体が、議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している団体

第8条反社会的勢力の排除

1. お客様およびNI+Cは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します 。
 (1) 自らまたは自らの役員等（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第 2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者 、反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義）、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。）であること
 (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
 (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、

財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
(4)自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
(5)本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること

2. お客様およびNI+Cは、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
(1)第1項に違反したとき
(2)自らまたは第三者をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫的言辞または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為、をしたとき

3. NI+Cは、本契約によりNI+Cが受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。)の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。

4. お客様は、NI+Cが前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

5. お客様およびNI+Cは、第2項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

6. 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

第9条 その他

1. NI+C は、何らｻｰﾋﾞｽ対象の機械の性能、機能、品質、契約不適合責任（瑕疵担保責任）等を保証するものではありません。また、ｻｰﾋﾞｽにより機械の実行が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、または、すべての誤りが修正されることを保証するものではありません。

2. NI+C は、75 日前までの書面による通知により、保守料金その他の本契約条件を変更できます。各料金の変更は、暦月の初日に定める変更の効力発生日から生じるものとします。

3. お客様は、ｻｰﾋﾞｽ対象の機械の所有者でない場合、ｻｰﾋﾞｽを受けることにつき所有者の承諾を得るものとします。

4. お客様は、NI+C が保守ｻｰﾋﾞｽのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにします。

5. お客様は、NI+C がｻｰﾋﾞｽの提供を行う場合、NI+C に対しお客様への立ち入りおよびｻｰﾋﾞｽの提供に必要な資料、情報および機械、什器備品等の無償使用を認めます。

6. お客様は、施設、ｿﾌﾄｳｪｱ、機械、ﾈｯﾄﾜｰｸ、その他の資源を NI+C の利用可能な状況とする前に、NI+C がｻｰﾋﾞｽの履行に必要な範囲で、使用、ｱｸｾｽおよび修正することにつき同意するものとします。かかる同意が速やかに得られなかった場合、当該ｻｰﾋﾞｽの履行に関係する NI+C の義務は免除されるものとします。また、履行不能に起因するお客様損害について、NI+C は免責されるものとします。

7. NI+C は、NI+C が選択する国内外に存在する第三者（以下「従契約者」といいます）およびﾘｿｰｽを使用して保守ｻｰﾋﾞｽを提供することがあります。

8. お客様は、機械設置場所を変更する場合は、事前に NI+C に通知するものとし、NI+C への通知なく機械設置場所が変更された場合、NI+C はｻｰﾋﾞｽ履行義務を免除されます。

9. 保守ｻｰﾋﾞｽの実施場所が NI+C および従契約者の所在する場所より片道 50km 以上の距離でかつ片道 2 時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部で、ｻｰﾋﾞｽ実施に伴う追加費用が発生した場合、NI+C はお客様に対して当該費用の追加請求を行うことができるものとします。

10. お客様は、NI+C の書面による事前の同意がない限り本契約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡もしくは移転または保守ｻｰﾋﾞｽを再販することはできません。

11. 本契約条件に関わらず製造ﾒｰｶｰから保守条件が提供された場合は製造ﾒｰｶｰ所定の保守条件が適用されます。

12. 本契約の履行に伴い、NI+C が直接または間接的にお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合（後段に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。）は、両当事者間で別途締結する NI+C 所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。ただし、NI+C は本契約において個人番号を含む個人情報（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「特定個人情報」）を取り扱わないものとします。なお、NI+C および NI+C の従契約者はお客様の連絡先個人情報を、本契約の履行のために必要な範囲および地域で使用および保存することができるものとします。

13. NI+C が、(a)お客様顧客の個人ﾃﾞｰﾀをお客様の復処理者として処理する場合で、(b)欧州連合の一般ﾃﾞｰﾀ保護規則(EU/2016/679)(以下「GDPR」といいます。）または http://ibm.com/dpa/dpl に特定されるその他のデータ保護法がかかる個人ﾃﾞｰﾀに適用される場合、お客様は NI+C に対して GDPR が適用される旨を NI+C 所定の方法にて通知するものとします。この場合、ｻｰﾋﾞｽ提供元所定のﾃﾞｰﾀ処理補足契約書(以下「DPA」といいます。）および関連書類が GDPR 適用範囲に限り補足して本契約に適用されるものとします。また、お客様は法律に要求される範囲でお客様顧客とﾃﾞｰﾀの処理に関する条件を合意するものとし、かかる合意はｻｰﾋﾞｽ提供元所定の DPA および関連書類と実質的に同等の条件を含むものとします。お客様は、お客様顧客の個人ﾃﾞｰﾀを NI+C に提供し、NI+C および NI+C の復処理者（ｻｰﾋﾞｽ提供元を含むがこれらに限られない。）に処理を依頼する前にお客様顧客の承諾を得るものとします。
個別ｻｰﾋﾞｽ毎に適用される DPA については、各ｻｰﾋﾞｽ提供元のｳｪﾌﾞｻｲﾄにて公表されるか、または、GDPR が適用される旨の通知を NI+C が受領した後、別途 NI+C より通知するものとします。
なお、IBM によるｻｰﾋﾞｽの場合は、http://ibm.com/dpa にある DPA および https://www.ibm.com/mysupport/s/article/support-privacy?language=ja にあるﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｻｰﾋﾞｽ用の DPA 別表が本契約に適用され、ﾃﾞｰﾀ処理補足契約書の「TD」を「本契約」、また「IBM」を「NI+C」と読み替えて本契約を補足します。

14. 本契約の履行に伴い提供または開発されたｱｲﾃﾞｨｱ、ｺﾝｾﾌﾟﾄ、ﾉｳﾊｳはいずれの当事者も相手方の産業財産権および著作権の制約に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれを使用できるものとし、いずれの当事者も「資料」およびその他の納入物と同種または類似の開発を妨げられないものとします。

15. いずれの当事者も、製品、技術、ｻｰﾋﾞｽまたはﾃﾞｰﾀについて、直接的または間接的に、特定の国もしくは特定のｴﾝﾄﾞﾕｰｻﾞｰへの輸出、再輸出または移転、またはかかる輸出、再輸出および移転に伴う最終用途を禁止あるいは制限する、日本国および米国のものを含むあらゆる輸出入関連適用法令、関連する禁輸措置および経済的制裁措置にかかる規則を遵守するものとします。

16. 本ｻｰﾋﾞｽについて、別途、IBM とお客様との間で保守ｻｰﾋﾞｽ契約書が締結された場合、お客様と NI+C との間において委託関係は成立せず、本契約は「IBM 保守ｻｰﾋﾞｽ」の再販売契約となります。この場合、お客様の顧客（ｴﾝﾄﾞﾕｰｻﾞｰ）と IBM との間でのみ委託関係が成立するものとし、「NI+C 機械保守ｻｰﾋﾞｽのご提供条件」は再販売契約として必要な定めを除き、適用されないものとします。

17. 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

18. 金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、ﾃﾛ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ｽﾄﾗｲｷその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域に

おけるｴﾋﾟﾃﾞﾐｯｸ・ﾊﾟﾝﾃﾞﾐｯｸ、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。

19. 本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合は、時効により消滅します。

20. 本契約について当事者間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

21. 本契約が解除または終了した場合であっても、第 5 条「責任の制限」、第 9 条 10 項「譲渡の禁止」、第 9 条第 15 項「輸出規制」、第 9 条 19 項「消滅時効」、第 9 条 20 項「紛争の解決」は有効に存続します。

22. 本契約の解釈は日本国法に準拠します。

以上

ｻｰﾋﾞｽの第三者提供に関する特則

お客様は本ｻｰﾋﾞｽを第三者に提供する場合、次に定める条項を第三者との契約においても適用し、第三者より承諾を得るものとします。承諾を得なかったことにより、NI+C および従契約者が第三者から損害賠償請求された場合、お客様は NI+C および従契約者が当該請求に関連して負担した合理的な費用および損害の補償をするものとします。

1) 第 6 条
2) 第 9 条第 4 項
3) 第 9 条第 5 項
4) 第 9 条第 6 項
5) 第 9 条第 12 項
6) 第 9 条第 13 項
7) 第 9 条第 14 項

(2025.12.18)A02-02-4